



# 8・9 仙北市に豪雨災害

お悔みと

お見舞いを申し上げます

去る8月9日の記録的な大雨により、土石流災害が発生しました。ご逝去された皆様に、謹んで哀悼の意を表します。また被災された市民の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。猛暑の中、連日の捜索活動にあられた自衛隊・秋田県警・大曲仙北広域消防・仙北市消防団などの皆様に、心からの感謝を申し上げます。避難所では、窮屈な環境の中で十分な対応ではなかったにも係わらず、皆様には主体的に規律正しい避難生活を送っていただきました。また避難所運営については、仙北市議会議員や市民の皆様をはじめ、内外の皆様から物的・人的支援を提供いただきました。本当にありがとうございます。

災害協定を締結している全国自治体の皆様、また国会議員・県議会議員の皆様をはじめ、県内外の市町村・同議会議員の皆様から心温まるお見舞いや励ましをいただき、お陰様で市民一同力を合わせ頑張ることができています。被災地が、1日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、復旧活動に全市を挙げて取り組みます。ご支援をよろしくお願い申し上げます。

仙北市災害対策本部本部長  
仙北市長 門脇光浩

## 【8月9日(金)】

- ◎仙北市災害連絡室設置(9時)
- ◎仙北市災害対策部設置(11時50分)
- ◎土石流発生(11時35分頃)
- 建物被害：先達地区 6棟 2世帯5人 安否不明
- 人的被害：3人 病院へ搬送
  - ・62歳女性 心肺停止で搬送後、心拍再開
  - ・77歳女性 重傷(左下腿開放骨折)
  - ・59歳女性 軽傷(顔面・下腿打撲)

## 【8月10日(土)】

- ◎捜索活動開始 捜索体制279人(7時)
- (自衛隊143人 消防団40人 広域消防署27人 警察69人)
- ◎羽川一夫さん(61歳男性)死亡確認(10時20分)
- ◎羽根川稔さん(58歳男性)死亡確認(11時8分)
- ◎羽川ナツさん(88歳女性)死亡確認(13時10分)
- ◎秋田県知事現地視察のため来市(13時30分)
- ◎羽川喜一郎さん(93歳男性)死亡確認(17時35分)
- ◎捜索活動再開 捜索体制321人(6時)

- (自衛隊123人 消防団98人 広域消防署27人 警察64人 重機オペレータ4人 地元関係者5人)
- ◎避難勧告の部分解除 7世帯26人(17時10分)
- ◎捜索活動中断(18時30分)

## 【8月12日(月)】

- ◎捜索活動再開 捜索体制239人(6時)
- (自衛隊96人 消防団53人 広域消防署28人 警察48人 重機オペレータ9人 地元関係者5人)
- ◎避難者の住宅の確認調査(午後)
- ◎避難勧告の部分解除 16世帯53人(16時50分)
- ◎避難勧告の部分解除 10世帯25人(19時)

## 【8月13日(火)】

- ◎捜索活動再開 捜索体制268人(6時)
- (自衛隊112人 消防団65人 広域消防署27人 警察35人 重機オペレータ等17人 地元関係者2人 市役所10人)
- ◎避難勧告の部分解除 2世帯3人(9時10分)
- ◎避難者の住宅の確認調査(午後)
- ◎避難勧告の部分解除 4世帯5人(16時)
- ◎避難勧告の部分解除 1世帯3人(17時45分)
- ◎羽川龍子さんの死亡確認(18時50分)
- ◎国土交通省調査団現地視察(11時)

- ◎避難者2世帯9人が避難所から保養所へ移動↓避難者なし(12時)
- 【8月16日(金)】
- ◎避難者6世帯12人 避難勧告の解除(13時30分)
- ◎先達地区に雨量計(国土交通省)を設置(15時頃)

## 【8月19日(月)】

- ◎雨量計で一定基準の雨量を超えたため、警報メール受信 避難準備情報を発令(38世帯100人)(8時51分)
- ◎先達会館自主避難者30人(9時30分)
- ◎大雨洪水警報(10時16分)
- ◎避難勧告発令(43世帯116人)(10時24分)
- ◎水沢地区地割れ警戒区域の町内会へ避難準備情報を発令(10時38分)
- ◎田沢交流センター避難者56人(11時25分)
- ◎田沢交流センター避難者59人(29世帯)(12時40分)
- ◎大雨洪水警報解除(13時45分)
- ◎避難勧告解除38世帯100人(15時)
- ◎田沢交流センター避難者0人(15時40分)
- 【8月21日(水)】
- ◎先達地区住民説明会(先達会館)(18時)
- 【8月23日(金)】
- ◎監視・復旧センター(プレハブ)設置・開所(16時)

## 【被害の状況】

### ①人的被害

- ◎死者／6人
- ◎重傷者／1人
- ◎軽傷者／1人

### ②建物被害

#### 【住家】

- ◎全壊／5棟
- ◎半壊／1棟
- ◎床上浸水／3棟
- ◎床下浸水／2棟 計11棟

#### 【非住家】

- ◎全壊／9棟
- ◎半壊／1棟
- ◎浸水／7棟 計17棟

8月20日現在

### ③農林水産関係

- ◎施設
- ビニールハウス全壊／3棟
- ◎農地冠水 39ha
- ◎水田への土砂堆積・畦畔崩落 27か所
- ◎頭首工の損壊 1か所
- ◎水路の土砂閉塞等 19か所
- ◎林道(路面洗掘・路肩決壊 27路線、法面崩落1か所)
- ◎内水面漁業養殖地への土砂流入による被害

### ④建設関係

- ◎舗装洗掘・土砂崩落 17か所
- ◎河川取水口閉塞 3か所
- ◎河川公園への冠水 10.2ha

8月15日現在

8月9日に発生  
豪雨災害に係る

# 仙北市 支援事業

## 【介護保険料の減免について】

■対象 第1号被保険者（65歳以上の方）またはその属する世帯の生計を主として維持する方が住宅、家財などに著しい損害を受けた場合、被害状況および前年の所得金額に応じて減免の対象となります。ただし、保険金、損害賠償金等を受け取った場合は損失額から除かれます。

■内容 被災した月以降の納期分について減額または免除します。

■申請期限 各納期限の7日前

■申請書提出先 長寿支援課、田沢湖地域センター、角館地域センター、各出張所

■問合せ 長寿支援課長寿いきがい係 電話（43）2281

## 【8月9日に発生した災害被害に係る市税等の減免について】

家屋、家財および土地等に損害を受けた方には、市税等の減免制度があります。

### ○固定資産税

■対象 家屋は価格の10分の2以上、土地は面積の10分の2以上の被害を受けた固定資産については、被害状況に応じて減免の対象となります。

■内容 被災した月以降の納期分について軽減または免除します。

■申請期限 各納期限の7日前

■申請書提出先 税務課、角館地域センター、西木地域センター、各出張所

■問合せ 税務課固定資産税係 電話（43）1117

### ○市・県民税

■対象 住宅または家財に被害を受け、損害金額がその価格の10分の3以上の納税義務者で、前年所得が1000万円以下の方については、被害状況および所得金額に応じて減免の対象となります。ただし、保険金、損害賠償金等を受け取った場合は損失額から除かれます。

■内容 被災した月以降の納期分について軽減または免除します。

■申請期限 各納期限の7日前

■申請書提出先 税務課、角館地域センター、西木地域センター、各出張所

■問合せ 税務課市民税係 電話（43）1117

### ○国民健康保険税

■対象 居住用の土地、家屋、家財および事業用の資産に被害を受け、損害金額がその価格の10分の3以上の納税義務者等で、前年所得が1000万円以下の方については、被害状況および所得金額に応じて減免の対象となります。ただし、保険金、損害賠償金等を受け取った場合は損失額から除かれます。

■申請期限 各納期限の7日前

■申請書提出先 税務課、角館地域センター、西木地域センター、各出張所

■問合せ 税務課市民税係 電話（43）1117

## 【被災住宅の解体撤去事業】

8月9日の土砂災害で被災した住宅について、二次災害の防止と被災者の負担軽減のため、所有者の依頼により解体撤去および処理を市が無償で行うことを考えています。

■対象となる建物 り災証明書において全壊・半壊と判定された住宅

■必要書類 ①住宅解体撤去依頼書 ②り災証明書 ほか

## 【災害見舞金の支給】

8月9日の土砂災害等で被災した住宅について、市で被災状況を確認し対象世帯に支給します。

区分	秋田県	仙北市
住宅の全壊	60万円 (借家20万円)	20万円
住宅の半壊	20万円 (借家6万円)	10万円
床上 浸水	20万円 (借家6万円)	5万円
		2万円

■問合せ 環境防災課 電話（43）3308

## 【農地・農業用施設の復旧支援】

国の災害復旧事業採択要件に満たない小規模な農地・農業用施設の復旧工事に対し、市独自の助成制度で支援します。早期復旧を図るため、市は、被災者の被害報告を受け、速やかに現場を確認し、復旧工事の許可を行います。

■助成対象工事（※原形復旧を原則とします）

- ・被災した農地（田・畑）および農業用施設（水路・豊道）等の原形復旧のための工事（例…堆積土砂の排除、崩落した畦畔の復元、水路溝畔の復元等）
- ・既に復旧済の工事も相談してください。

### ■復旧工事の方式

- ・請負工事（土木事業者等への依頼）
- ・直営工事（重機借上料、復旧資材費、作業委託料等）

### ■補助対象事業費

- ・復旧工事費40万円未満
- ・復旧工事費が40万円を超える場合は、国の災害復旧事業が適用される場合がありますので事前にご相談ください。

■助成額 復旧工事費の60%以内

■問合せ 農山村活性化課農村整備係 電話（43）2207

## 【被災中小企業の再建を支援します】

被災した中小企業のための補助金制度を創設します。再建経費の5分の4以内、一事業者あたり100万円まで補助します。

このほか、今回の災害に関する支援として、秋田県の日本政策金融公庫および商工組合中央金庫が運転資金、設備資金を別枠で融資が受けられるほか、既存の市の融資制度（マルセ、小口マルセ）も利用できます。

■問合せ

○仙北市商工会（融資手続き）  
角館本所 電話（54）2304  
田沢湖支所 電話（43）0372  
西木支所 電話（47）2130

○仙北市商工課（制度について）  
電話（43）3351

## 【奨学金償還期限の延長について】

仙北市育英奨学金を償還中の方は、事情により償還に支障が発生した場合、申し出により5年を上限に、償還期限を延長することができます。

■問合せ 教育委員会 教育指導課 電話（43）3382

## 【国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除について】

8月9日に発生した災害に係る国民健康保険および後期高齢者医療の一部負担金の減免、国民年金保険料の免除について

### 【国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除について】

8月9日の災害により、財産（家屋、家財および事業用資産）に重大な損害を受け、その生活が著しく困難になった場合に、申請により国民健康保険一部負担金の徴収猶予または免除を受けることができます。

■対象者 被害を受けた世帯の国民健康保険被保険者

■免除期間 原則として申請の翌月から3か月間

■徴収猶予期間 原則として申請の翌月から6か月間

■提出書類 申請書、り災証明書

■申請書提出先 市民課、田沢湖地域センター、西木地域センター、各出張所

### 【後期高齢者医療一部負担金の減免等について】

8月9日の災害により、一部負担金の支払義務を負う世帯主の財産（家屋、家財等）に著しい損害を受けた場合に、申請により後期高齢者医療の一部負担金の減免等

を受けることができます。

■減免等の期間 原則として申請の翌月から6か月間

■提出書類 申請書、り災証明書

■申請書提出先 市民課、田沢湖地域センター、西木地域センター、各出張所

### 【国民年金保険料の免除について】

8月9日の災害により被害を受けられ、保険料を納付することが困難な方は、免除を受けられる場合がありますのでご相談ください。

■提出書類

- ・国民年金保険料免除申請書
- ・国民年金被災状況届（免除申請用）

■り災証明書

■申請書提出先 市民課、田沢湖地域センター、西木地域センター、各出張所

■問合せ 市民課国保年金係 電話（43）3307

### ○後期高齢者医療保険料

■対象 居住用の土地、家屋、家財および事業用の資産に被害を受け、損害金額がその価格の10分の3以上の納税義務者等で、前年所得が1000万円以下の

方については、被害状況および所得金額に応じて減免の対象となります。

ただし、保険金、損害賠償金等を受け取った場合は損失額から除かれます。

■申請期限 各納期限の7日前

■申請書提出先 市民課、田沢湖地域センター、西木地域センター、各出張所

■問合せ 市民課国保年金係 電話（43）3307

## 【先達地域のゴミの処理運搬】

ごみカレンダーどおりに収集しますが、自治会より要請のあったゴミについては、別途回収しますので、環境保全センターまでご連絡ください。

■期間 生活環境が安定するまでの期間

■問合せ 環境保全センター 電話（54）3305

## 【平成25年度仙北市住宅リフォーム促進事業】

8月9日の災害を被災された方については2回目も可能です。

■対象となる建物 住宅・倉庫・車庫・物置等（り災証明書が必要）

■対象となる工事費 工事1棟ごとに10万円以上

■補助金額 工事1棟ごとに工事費の15%・最大30万円

■問合せ 都市整備課 電話（43）2295